

6. 収入基準

(収入が滋賀県営住宅条例に定める基準の範囲内であること)

【計算による収入月額が158,000円以下であること（裁量階層の場合は214,000円）】

○所得金額は、今年度の市町県民税（非）課税所得証明書に記載されています。
ただし、前年の途中で降に仕事を変わられた方は、現在のお仕事の収入から所得を算出し、収入月額が決定されます。（所得の計算方法は、次頁に記載）

$$\text{収入月額} = \left\{ \left(\text{年間所得額}^{\ast 1} \text{円} - \text{控除額}^{\text{こうじょがく}} \text{円} \right) - \left(\text{本人以外の同居親族数} \text{人} \times 38 \text{万円} + \text{特別控除額}^{\ast 2} \text{円} \right) \right\} \div 12$$

別居の扶養親族があれば加算

※控除金額（所得税法改正に伴う控除）

給与所得：10万円、公的年金所得：10万円

（所得金額が10万円未満の場合は当該所得金額）

※給与所得と公的年金所得の両方の所得がある方は、
計算方法が異なります。お問合せください。

世帯全員の（所得金額－控除）の合計額

非課税所得（生活保護、失業保険、遺族年金、福祉年金等）、退職金、一時所得は含みません。

【特別控除】※2

●世帯主又は同居者及び別居扶養親族が次の項目に該当する場合、それぞれの金額

- ・満70歳以上の控除対象配偶者、同扶養親族 ……………10万円
- ・16歳以上23歳未満の扶養親族 ……………25万円

（障害者）

- ・所得税法上の特別障害者に該当する者 ……………40万円
- ・所得税法上の障害者に該当する者 ……………27万円

●世帯主又は同居者が次の項目に該当する場合（本人控除）、次の金額

- ・所得税法上の寡婦 ……………27万円
- ・所得税法上のひとり親 ……………35万円

● 令和3年の途中以降に仕事を変わられた方の年間所得金額の算出方法。 ※1

(所得者が2名以上いる場合は、所得金額を別々に計算してから合算し、世帯全員の年間所得金額を算出してください。)

A. 給与所得者の場合(会社員・パート・アルバイトなど)

年間収入金額(年間給与・賞与の合計)を元に計算式等により給与所得額を算出してください。(勤務して1年に満たない場合は、1月あたりの平均収入月額を12倍したものを推定年間収入として計算します。)

年間収入金額	年間給与所得額
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	(年間収入金額-550,000)円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	※((年間収入金額÷4)×2.4+100,000)円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	※((年間収入金額÷4)×2.8-80,000)円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	※((年間収入金額÷4)×3.2-440,000)円

※千円未満の端数切捨て

年間給与所得額

A. 円

+

年間所得額

B. 円

B. 事業所得者の場合(個人事業主・フリーランスなど)

年間収入金額 - 税法上の必要経費 =

C. 公的年金受給者の場合(国民年金・厚生年金など)

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計(A)	公的年金所得額
65歳から	～ 1,100,000円	0円
	1,100,001円 ～ 3,299,999円	(A) - 1,100,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円 ～	(A) × 0.95 - 1,455,000円
65歳まで	～ 600,000円	0円
	600,001円 ～ 1,299,999円	(A) - 600,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円 ～	(A) × 0.95 - 1,455,000円

+

年間公的年金所得額

C. 円

合計 A+B+C 円

さいりょうかい そろ
裁量階層について

高齢者・障害者等の世帯を裁量階層といいます。3ページ記載の一般世帯向け申込資格の(5)に代わって、下記の①から⑨に該当する世帯の方は、申込資格に定める計算後の月収額が158,000円を超え、214,000円以下の方でも、申し込みができます。(ただし、単身での申込は、単身可能住宅のみとなります。)

対象世帯	世帯要件
① <small>こうれいしゃせたい</small> 高齢者世帯	○申込者が単身で、60歳以上（申込受付最終日において60歳以上）の方。 ○申込者が60歳以上で、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上、または18歳未満である世帯。 (申込受付最終日において60歳以上、申込受付開始日において18歳未満)
② <small>しんたいしょうがいしゃせたい</small> 身体障害者世帯	<small>もうしこみしゃほんにん どうきよよていしゃ しんたいしょうがいしゃふくしほうせこうきそくべつびょう</small> 申込者本人または同居予定者に、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの方がいる世帯。
③ <small>せいしんしょうがいしゃせたい</small> 精神障害者世帯	申込者本人または同居予定者に、 <small>せいしんほけんおよ せいしんしょうがいしゃふくし</small> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から2級までの方がいる世帯。
④ <small>ちてきしょうがいしゃせたい</small> 知的障害者世帯	申込者本人または同居予定者に、精神障害者の程度に相当する程度の方がいる世帯。
⑤ <small>せんしょうびょうしゃせたい</small> 戦傷病者世帯	申込者本人または同居予定者に、 <small>せんしょうびょうしゃてちやう こうふ</small> 戦傷病者手帳の交付を受けている方 (<small>しょうがいていど とくべつこうしょう かんしょう</small> 障害程度が特別項症から第6項症、または第1款症)がいる世帯。
⑥ <small>げんしばくだんひばくしゃせたい</small> 原子爆弾被爆者世帯	申込者本人または同居予定者に <small>こうせいろうどうだいじん にんてい</small> 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者 <small>ひばくしゃ</small> の方がいる世帯。
⑦ <small>ひきあげしゃせたい</small> 引揚者世帯	申込者本人または同居予定者に、 <small>かいがい ひきあげしゃ</small> 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の方）の方がいる世帯。
⑧ <small>びょうりょうようしょにゆうしよしゃなどせたい</small> ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者本人または同居予定者に、 <small>びょうりょうようしょにゆうしよしゃ</small> ハンセン病療養所入所者 (<small>こうせいろうどうだいじん びょうりょうようしょ</small> 厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方)の方がいる世帯。
⑨ <small>こそだせたい</small> 子育て世帯	同居者に、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる場合。(中学生以下の子どもがいる世帯)